

平成12年11月13日

石橋 忠雄

1. 問題点

国や事業者の原子力情報に対する不信感が根強くみられます。これはとくに「もんじゅ」事故以降の情報公開における不手際や事故隠し、データ改ざん等による情報操作等に起因しており、長計案のように、これからはきちんとした情報公開と情報提供をしたいと言っても、このような不信を解消することは相当困難であり、もう1歩踏み込んだ対応が必要であると考えます。

2. 修正案

意見反映版(案)の「2 情報公開と情報提供」の（情報公開の在り方）、（情報提供の在り方）に続き、27頁10行目の後に、下記のような小項目を追加する。

記

（情報監視機関の設置）

国と事業者は近年の原子力情報の公開と提供の在り方が国民の信頼を大きく損ったことを省みて、以上に掲げた諸課題が国の原子力行政や事業者の事業活動の中で着実かつ円満に実施されていくように監視、指導する機関を設けなければならない。

3. 「対応(案)」(資料8号)について(22頁)

以上の私見については、No.918の他、No.841、No.866にも言及されています。しかし根本的には上記1のような問題になると思います。

「対応(案)」の修文は、以上をふまえて適宜、加筆をお願い致します。

以 上